第 2 章　史跡福原長者原官衙遺跡の概要

第 1 節　位置と環境

（1）行橋市の概要（図 2-1-1）

行橋市は福岡県の北東部に位置し、北九州市小倉南区、京都郡苅田町、同みやこ町、築上郡築上町の 1 市 3 町に接する。市域は東西に約14 km、南北に約 9km、総面積は70.06km² である。市の東は瀬戸内海周防灘（豊前海）に臨み、北西は平尾台、南西は御所ヶ岳・馬ヶ岳が市境をなす。市域の大半が沖積地および干拓・埋立地で、京都平野の中央を占める。市域を流れる主な河川は平尾台を源とする長峡川水系、英彦山山系を源とする今川水系・祓川水系などがある。長峡川・今川両河川の下流部両岸が中心市街をなす。気候は穏やかな瀬戸内海性気候の特徴を示し、郊外に田園や果樹園が広がる。灌漑用の溜池も多く、水と緑に恵まれたまちである。

行橋市は京築地域（行橋市・京都郡・豊前市・築上郡）の中心都市であると同時に近年自動車産業を中心に工業集積地となった九州北東部地域の中央に位置する拠点都市として重要性が高まっている。平成 27 年（2015）国勢調査による人口は 70,586 人で、増加傾向が続いている。

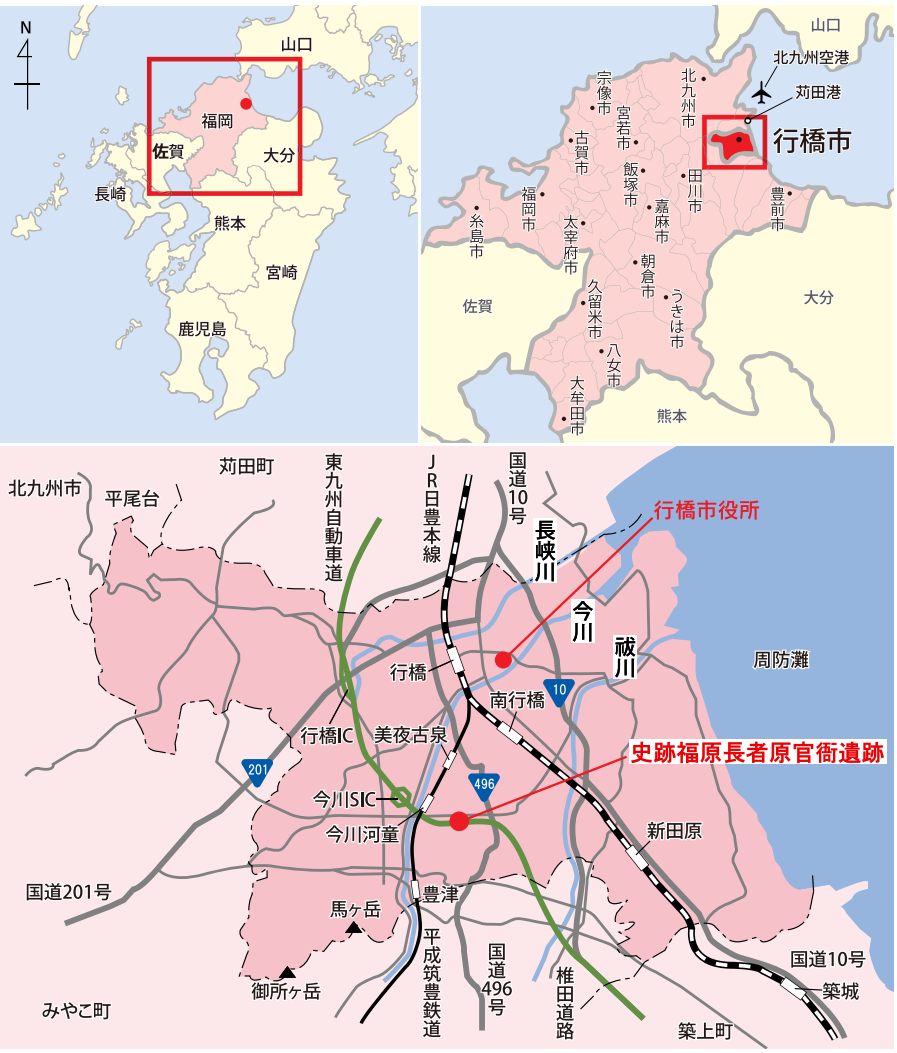

図 2-1-1 行橋市の位置

（２）行橋市の交通環境（図 2-1-2）

行橋市内には、鉄道が九州旅客鉄道（ＪＲ九州）日豊本線と平成筑豊鉄道田川線の２路線ある。ＪＲ日豊本線は小倉駅から大分駅、宮崎駅を経て鹿児島駅に至る東九州の幹線鉄道で、市内に行橋駅、南行橋駅、新田原（しんでんばる）駅の３駅がある。行橋駅は特急停車駅で、特急で小倉駅まで 15 分、博多駅まで約１時間で結ばれている。平成筑豊鉄道田川線は行橋駅を起点とし、市内の美夜古（みやこ）泉（いずみ）駅、今川河童（かっぱ）駅、豊津駅を経て内陸部に向かい、終点田川伊田（いた）駅に至る。

主な道路は、南北の国道 10 号、国道 496 号、県道直方（のおがた）行橋線（旧国道 10 号）、東西の国道 201 号、県道椎田勝山線、県道長尾稗田平島線などがあり、鉄道同様周防灘沿岸と西方の田川・福岡方面を結ぶ結節点となっている。平成 26 年（2014）には東九州自動車道が開通し、行橋インターチェンジと今川パーキングエリア（ＰＡ）が開設された。今川パーキングエリアはＥＴＣ配備車のみ乗り降りできるスマートインターチェンジ（ＳＩＣ）でもある。

隣町苅田町（かんだまち）にある北九州空港は九州唯一の 24 時間空港で、行橋市から車で 30 分の距離である。ほかに物流の拠点となる重要港湾である苅田港が所在する。

図 2-1-2 史跡周辺広域現況図（本史跡は赤枠）国土地理院の空中写真を加工

（3）地理的環境

史跡福原長者原官衙遺跡は、市内中央南寄りの泉地区南泉 1 丁目、同 2 丁目から西の今川地区大字矢留にまたがって所在する。泉地区には第四紀更新世に西の今川と東の祓川の影響で堆積した泉砂礫層が広がり（図 2-1-3）、侵食によって段丘地形を形成している（図 2-1-4）。本史跡周辺は北西から谷が入り込み、谷は田や溜池として、細長く残った微高地は宅地や畑として利用されている。周辺地形は大規模な宅地開発がなされる以前の昭和 22 年（1947）米軍撮影空中写真から読み取りやすい（図 2-1-5）。

本史跡の官衙政庁は南東から北西に伸びる細長い微高地上に造営されている。この官衙に関連する施設が存在したとすれば、北西に続く一連の微高地上である可能性が高い。この微高地の西側の谷は、試掘調査で遺構が確認できなかった。東側の住宅地は現在平坦であるが、谷を埋めて造成したもので、やはり発掘調査で遺構が確認できなかった。

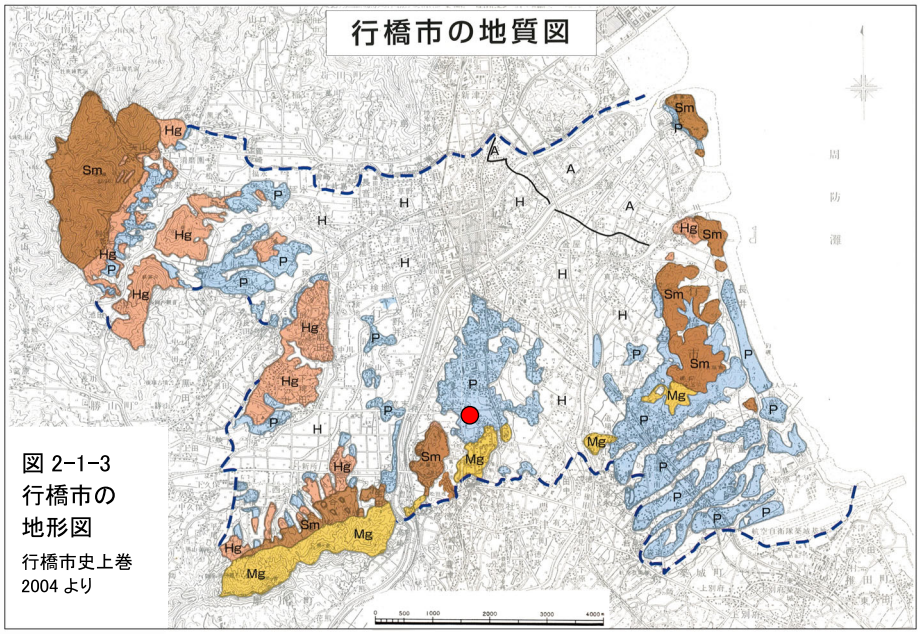

図 2-1-3
行橋市の
地形図
行橋市史上巻
2004 より

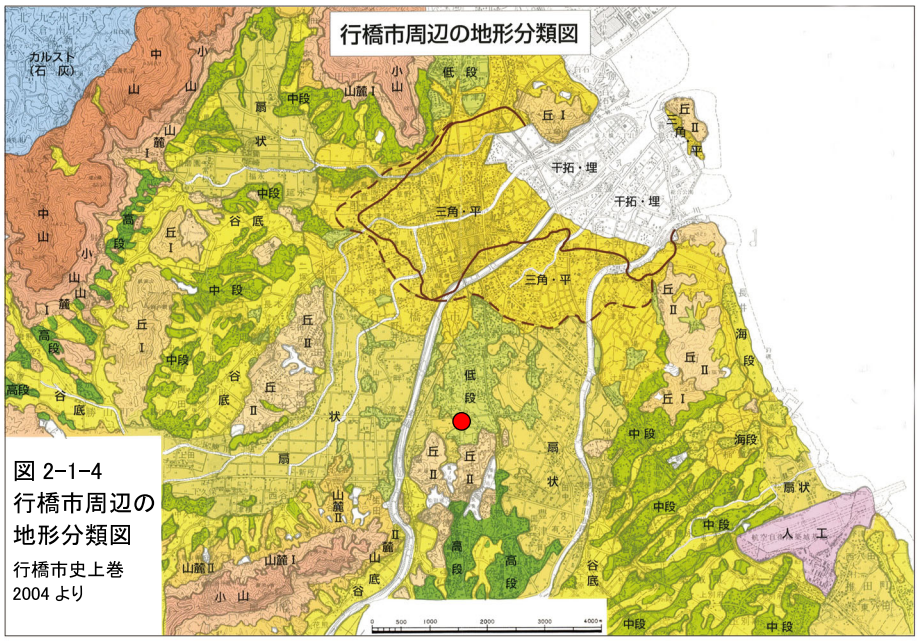

図 2-1-4
行橋市周辺の
地形分類図
行橋市史上巻
2004 より

図 2-1-5 本史跡周辺の昭和 22 年(1947)撮影空中写真（本史跡は赤枠）国土地理院の空中写真を加工

本史跡を訪れるための交通環境をまとめる。まず本史跡指定地の北部を通る県道長尾稗田平島線がある。南部を東西に貫通する東九州自動車道の乗降口は、本史跡の西約1.5km の今川スマートインターチェンジと、南東約 4 km のみやこ豊津インターチェンジである。鉄道の最寄り駅は本史跡の西約 1 km の平成筑豊鉄道今川河童駅である。バスは行橋駅発の太陽交通バス「矢留線」南泉 1 丁目バス停（史跡の西約 400m）、「木井馬場線」福原バス停（同東約 500m）がある。

本史跡の北約 500m に行橋市立泉中学校、約 1 km に同泉小学校が所在する。泉小学校の校歌の歌詞に「長者ヶ原」とあり、昭和 36 年（1961）度の作詞当時に長者原という場所が地域で愛着を持たれ、地名も周知されていたことが偲ばれる（図 2-1-6）。泉中学校校歌も「古き京都の跡どころ」との歌詞があり、この地域が古代の中心地であったことが歌いこまれている（図 2-1-7）。

本史跡指定地を「南泉 1 丁目」「同 2 丁目」などのように呼ぶのは昭和 59 年（1984）の住居表示制度施行からである。それ以前は行橋市大字福原字長者原、字下寄原などであった（図2-1-8）。

遺跡名称はかつての大字「福原」と小字「長者原」を組み合わせて「福原長者原遺跡」とし、そのうち一部を史跡指定するにあたって役所を意味する「官衙」を付加して「福原長者原官衙遺跡」とした。

泉小学校　校歌

作詞　中村亀藏
作曲　定野信夫

一、今川祓　大川の
清きに心　磨きつつ
仲よしこよし　眉あげて
学びの窓に　風光る
われらの　泉小学校

二、英彦福智　山脈を
遠くに眺め　胸はって
体きたえる　グランドに
松の緑が　陽に光る
われらの　泉小学校

三、昔ゆかしい　中臣の
里を偲んで　築く明日
長者ヶ原に　花かおり
希望の光　照りはえる
われらの　泉小学校

図 2-1-6 行橋市立泉小学校校歌

泉中学校　校歌

作詞　池田富蔵
作曲　坂本不二夫

一、明くる世紀の　朝ぼらけ
清き流れの　今川に
研く知徳の　道きわめ
学ぶ行く手に　湧く希望
ああさんたり　我等の母校

二、古き都の　跡どころ
尽きぬ泉の　学舎に
自主独立の　灯をともし
誇る行く手に　湧く理想
ああさんたり　我等の母校

三、潮とどろく　周防灘
よする文化の　海原に
やがてはばたく　翼もち
伸びる行く手に　湧く力
ああさんたり　我等の母校

図 2-1-7 行橋市立泉中学校校歌

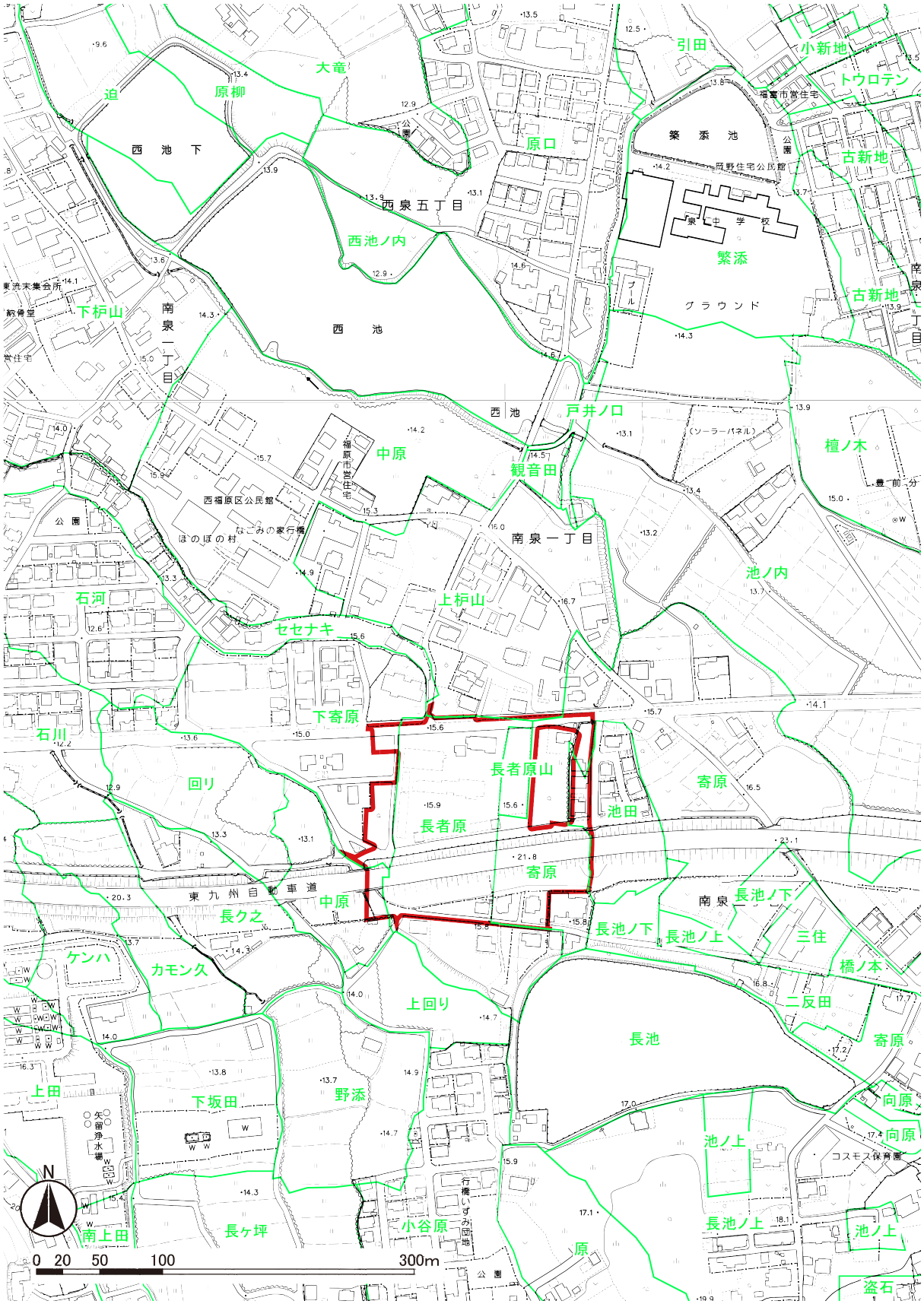

図 2-1-8 史跡周辺字図（本史跡は赤枠）

（4）歴史的環境

① 原始

京都平野における人類活動の痕跡は約３万8000年前の後期旧石器時代初頭に現れる。行橋市域では東南部の稲童地区に所在する渡築紫遺跡で石器製作の痕跡が確認された（図 2-1-9)。このほか市域南部の鬼熊遺跡、市域北西部の入覚大原遺跡などでもナイフ形石器が見つかっている。

縄文時代草創期から中期まで、京都平野では遺跡･遺物が極めて少なく、様相が明確でない。一方で中期は温暖化の影響で海進がピークを迎え、古行橋湾とも言うべき内湾が形成された。二崎－新津（苅田町）－草野－延永－津熊－崎野－津留－元永－沓尾を繋ぐ旧海岸線が推定されている。後期には宝山貝塚（消滅、図 2-1-10）や柳井田早崎遺跡が知られ、福原長者原遺跡でも住居跡が確認されている。

図 2-1-9 渡築紫遺跡出土石器

図 2-1-10 宝山貝塚出土土器

弥生時代の遺跡は早期より見られ、長井遺跡や辻垣遺跡群がある。福原長者原遺跡の西約500ｍの矢留堂ノ前遺跡では前期の環壕集落が発見された。前期後半からは遺跡が急増し、下稗田遺跡・前田山遺跡・入覚大原遺跡といった大規模集落が形成される。下稗田遺跡では貯蔵穴から炭化米に加え獣骨、魚骨、淡水産・海水産の貝殻などが見つかり、農耕だけでなく狩猟・採集や漁労といった多用な生業が営まれていたことがわかる。後期には下崎ヒガンデ遺跡や代遺跡の集落が拡大する。弥生時代末から古墳時代初頭の過渡期はいわゆる「邪馬台国」の時代であり､京都平野にも「クニ」の存在を想定するならば､その首邑（中心的集落）は延永ヤヨミ園遺跡が想定 される。200 軒ほどの竪穴住居が確認され、一定の方形区画を囲んだ居館の存在も想定されている。瀬戸内海につながる内湾に面した地域間交流の場として発展したと考えられ、畿内系や瀬戸内系の土器が出土しているほか、水の祭祀に用いたと考えられる３世紀中頃から４世紀中頃の木樋（図 2-1-11）が出土しており、畿内に発する祭祀文化が極めて短い時間差で伝わったことがわかる。

図 2-1-11 延永ヤヨミ園遺跡出土木樋
九州歴史資料館提供

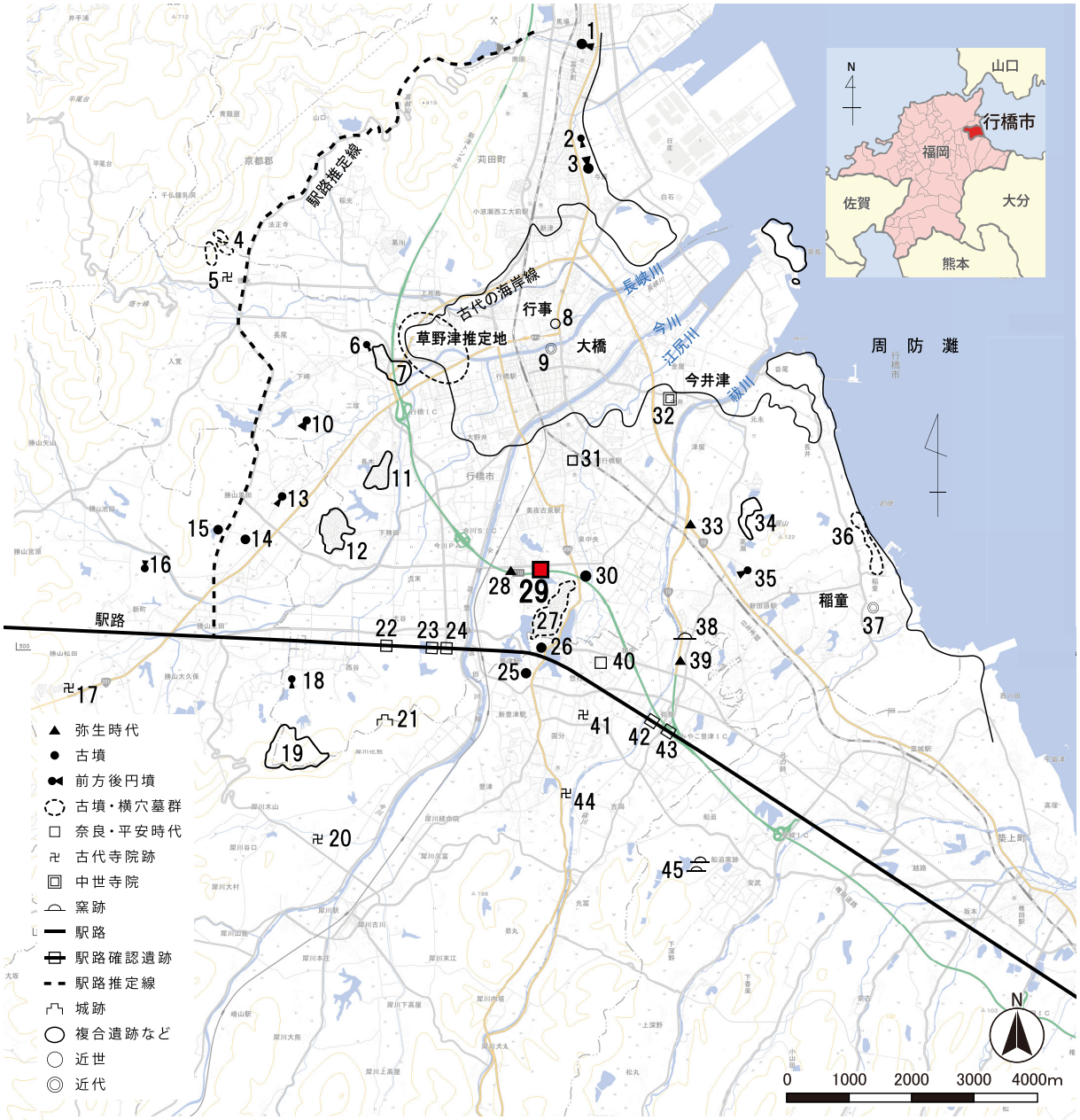

1.石塚山古墳	2.番塚古墳	3.御所山古墳	4.福丸古墳群	5.椿市廃寺
6.ビワノクマ古墳	7.延永ヤヨミ園遺跡	8.旧飴屋門	9.旧百三十銀行行橋支店	10.八雷古墳
11.前田山遺跡	12.下稗田遺跡	13.庄屋塚古墳	14.橘塚古墳	15.綾塚古墳
16.扇八幡古墳	17.菩提廃寺	18.片蜂1号墳	19.御所ヶ谷神籠石	20.木山廃寺
21.馬ヶ岳城跡	22.大谷車堀遺跡	23.天生田矢萩遺跡	24.天生田大池遺跡	25.彦徳甲塚古墳
26.甲塚方墳	27.竹並遺跡	28.矢留堂ノ前遺跡	**29.福原長者原官衙遺跡**	30.ヒメコ塚古墳
31.崎野遺跡	32.浄喜寺	33.辻垣遺跡	34.代遺跡	35.隼人塚古墳
36.稲童古墳群	37.稲童1号掩体壕	38.居屋敷窯跡	39.徳永川ノ上遺跡	40.豊前国府
41.豊前国府寺跡	42.呰見(あざみ)樋ノ口遺跡	43.カワラケ田遺跡	44.上坂廃寺	45.船迫窯跡群

図 2-1-12 周辺遺跡分布図（本史跡は赤四角）国土地理院地図を加工

３世紀後半には京都平野の北、周防灘に臨む台地上に７面以上の三角縁神獣鏡が副葬された墳丘全長 130ｍの畿内型前方後円墳である石塚山古墳（苅田町）が築造された。その後、京都平野内の首長墓は４世紀末のビワノクマ古墳、５世紀の御所山古墳（苅田町）、５世紀中頃に石並古墳、５世紀末の番塚古墳（苅田町）、６世紀代に八雷古墳、扇八幡古墳（みやこ町）、庄屋塚古墳（同）、隼人塚古墳などの前方後円墳が築かれる。京都平野はビワノクマ古墳や、出土品（図 2-1-13）が重要文化財に指定された稲童古墳群など中小古墳も含めて甲冑など武具類の出土が多く、軍事的性格が強い首長層の存在が指摘されている。

図 2-1-13 稲童 21 号墳出土冑
（国重要文化財）

６世紀後半から前方後円墳の築造は終焉にむかい、６世紀末から７世紀初頭に橘塚古墳（みやこ町）、綾塚古墳（同）、彦徳甲塚古墳（同）、甲塚方墳（同）といった巨大な横穴式石室を内部主体とする大型の方墳や円墳が築かれる。一方、６世紀頃から家父長制社会が成立し、造墓が支配者層だけでなくより下の層にも浸透し、群集墳や横穴墓の築造が盛んになった。全国的にみても京都平野は古墳の密集地であり、丘陵地や平野縁辺部の山裾などに濃密に分布する。特に竹並遺跡（図 2-1-14）では 1,000 基近い横穴墓が発掘調査され、調査以前に消滅したものや未調査のものも含めると 1,500 基以上と想定される一大墳墓遺跡である。竹並遺跡では横穴墓の副葬品として刻字土器が出土しており、識字層の存在が示唆されている。

このように、古墳時代初頭以降豊前国域で最大規模の首長墓が継続的に造られることや、官人的様相をもつ被葬者が埋葬された大規模な横穴墓群が存在することは、この京都平野に豊前国の中心官衙である福原長者原官衙遺跡が設置されるにいたる基盤が既に古墳時代から形成されていたことを示している。

図 2-1-14 竹並遺跡

② 古代

行橋市の南西、みやこ町との境に連なる山系に史跡御所ヶ谷神籠石（図 2-1-15）がある。７世紀後半の東アジア情勢に関連して築かれた山城とみられる。７世紀末には仏教寺院が全国的に造立される流れのなかで、市域にも椿市廃寺（図 2-1-16）が建立された。

京都平野は豊前国京都郡・仲津郡に属した（図 2-1-17、18）。『豊後国風土記』によると、豊前国と豊後国はもとは一つの「豊国」と呼ばれる国であったが、後に分割されたものである。また「豊」と名づけられた由来について、仲津郡中臣村（比定地は行橋市旧草場地区からみやこ町田中一帯の今川中流域）を舞台とする瑞祥説話が記されている。『日本書紀』は景行天皇が豊前国長峡県に行宮（仮の皇居）を設けたことが「京」という地名の由来だとする。長峡県は行橋市大字長尾が遺称地とされる。大宝２年（702）の「豊前国仲津郡丁里戸籍」は現存最古段階の戸籍の一つとして著名だが、丁里の比定地は未詳である。またこの戸籍が「豊

前国」の初見だが、「豊後国」が『続日本紀』文武天皇２年（698）の記事に見られることから、豊前国もこの時期には存在していたと見られる。

図 2-1-15 御所ヶ谷神籠石（国史跡）

図 2-1-16 椿市廃寺（市史跡）

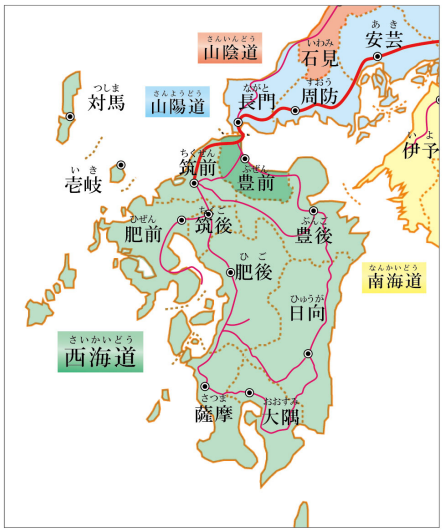

図 2-1-17 令制西海道図

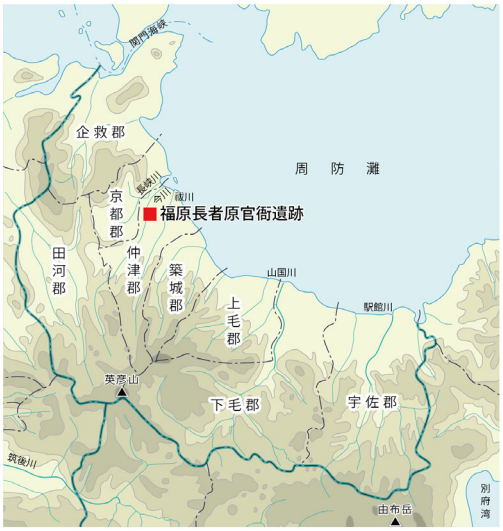

図 2-1-18 豊前国図

豊前国の国府については『倭名類聚抄』に京都郡に所在すると記されているものの、比定地が確定しなかったため長く議論されてきた。みやこ町国作・惣社地区で発掘調査された官衙遺跡が国府跡と確定した（福岡県史跡豊前国府跡）が、県史跡豊前国府跡は８世紀前半以前の様相が明確でないため、史跡福原長者原官衙遺跡がこれに先行する豊前国府、あるいは豊前国と豊後国にまたがる「豊国」を支配する役所であった可能性が指摘されている。御所ヶ谷神籠石の北麓を駅路（古代官道豊前路）が東西に走り、丘陵の切り通しや発掘調査の際に遺構が確認されている。本史跡直近では官道跡は確認されていないが、上記の駅路および今川という水陸の交通路まで約１km という近さが、福原長者原官衙遺跡の選地の一要因となったと考えられる。また延永ヤヨミ園遺跡で「津」墨書土器が出土し、『類聚三代格』にみえる「草野津」の所在地がほぼ確定した。律令体制が弛緩すると京都平野にも荘園が成立した。宇佐神宮領の津隈庄、宇佐神宮の神宮寺弥勒寺領の草野庄、大野井庄など、宇佐神宮関係の荘園が多い。

③ 中世

草野津は河川の堆積作用により埋没したと考えられ、鎌倉時代初頭に長峡川下流の大橋村が成立したとの伝承が残る。古行橋湾南東岸一帯に新たな港湾都市・今井津が発展し、京都八坂神社から勧請した須佐神社を拠点に祇園信仰が根付いた。室町時代には梵鐘など仏具を鋳造した今井鋳物師の活動が知られる。浄喜寺（図 2-1-19）は本願寺第 8 代法主蓮如の直弟子となった慶善によって開かれ、浄土真宗の北部九州における布教拠点となった。南北朝時代や戦国時代には九州探題斯波氏、周防大内氏や豊後大友氏、安芸毛利氏、筑前秋月氏といった諸大名や長野氏など在地領主らの攻防の舞台となり、馬ヶ岳城（図 2-1-20）や松山城（苅田町）といった山城や、延永ヤヨミ園遺跡や矢留堂ノ前遺跡でこの時期に相当する方形居館群が多数確認されている。

図 2-1-19 浄喜寺

図 2-1-20 馬ヶ岳城跡（市史跡）

④ 近世

天正 15 年（1587）に関白豊臣秀吉が九州を平定した。秀吉が宿泊した馬ヶ岳城は豊前国 8 郡のうち京都･仲津･築城･上毛･下毛･宇佐郡の 6 郡約 12 万石を与えられた黒田孝高（如水）･長政父子の居城となった。慶長 5 年（1600）、関ヶ原の戦いの論功行賞で細川忠興が豊前一国及び豊後国国東・速見郡約 39 万石の領主として中津に入封し、後に小倉城を改修して居城とした。元和 6 年（1620）に徳川幕府が大坂城を再建する際、忠興が沓尾の石材を石垣に用いたことが知られている。今井の浄喜寺の住職良慶は忠興の帰依を受け、小倉・中津、細川家の転封先である熊本・八代に寺地を賜り、寺を開基している。寛永 9 年（1632）に細川家が肥後国に転封となると、旧細川領は小笠原忠真の小倉藩１５万石を筆頭とする小笠原一族の諸藩に分与された。

長峡川南岸の仲津郡大橋村と北岸の京都郡行事村は交通の結節点として藩の地方行政機関が集中した。行事の飴屋（図 2-1-21）・新屋、大橋の柏屋など豪商が成長し、商業的にも栄えて小倉藩領内を代表する在郷町（城下以外の地に発達した町）となった。

慶応 2 年（1866）の第二次長州征討に幕府軍として参加した小倉藩は孤立し、小倉城に火を放って城下から撤退、拠点を田川方面に移し、抗戦を続けた。和平の後、企救郡は長州藩の預かり地となったため、小倉藩は藩庁を仲津郡豊津（みやこ町）に置き､豊津藩となった。大橋・行事は経済的に藩財政を支え、藩校育徳館の分校・洋学校が大橋に置かれるなど、藩の首府機能を分担した。

図 2-1-21 旧飴屋門（市有形文化財）

⑤ 近・現代

明治４年（1871）７ 月の廃藩置県の後、同年１１月に豊津県や中津県、日田県管轄域などが整理され、豊前国域を管轄する小倉県に統合された。小倉県は明治９年（1876）４月に福岡県に取り込まれ、同年８月に下毛郡・宇佐郡が大分県に移管されるとともに筑後国域が福岡県に合流し、現在の福岡県の管轄域が成立した。

図 2-1-22 旧百三十銀行行橋支店
（県有形文化財）

大橋・行事には警察署や裁判所といった公的機関が次々に設置され、明治 11 年（1878）には大橋に第八十七国立銀行が創立された。第八十七国立銀行の後身が百三十銀行行橋支店で、大正３年（1914）竣工の店舗建物が現在も残っている（図 2-1-22）。

市域の江戸時代以来の村々は明治 22 年（1889）の町村制施行に備え、主に自治に十分な財力を持つために合併し、在郷町として一体的に栄えていた大橋村と行事村に宮市村を併せた行橋町をはじめ、椿市・延永・蓑島（みのしま）・稗田（ひえだ）・今川・泉・今元（いまもと）・仲津村の１町８村となった。

明治 28 年（1895）に行橋－小倉間、行橋－伊田（いた）（田川市）間の鉄道が敷設され、行橋停車場が開業した。後に行橋－長洲（ながす）（大分県宇佐市、現・柳ヶ浦（やなぎがうら）駅）間が開通したことで、行橋は周防灘沿岸路線と石炭の一大産地である筑豊方面とを結ぶ鉄道の結節点となった。

日中戦争中の昭和 14 年（1939）から行橋市域南東部と築上町域北部にまたがる一帯に海軍の築城（ついき）航空基地が建設された。太平洋戦争末期には基地に隣接する稲童地区に軍用機を守るための掩体壕（えんたいごう）（図 2-1-23）が多数築かれた。基地や掩体壕は連合軍の空襲の標的となり、集落も機銃掃射を受けて民間人にも被害が出た。

図 2-1-23 稲童１号掩体壕（市史跡）

終戦後の昭和 29 年（1954）に１町８村が対等合併し、行橋市が成立した。京築地域の中心都市、九州北東部地域の中央に位置する拠点都市として発展し、近年北九州空港の開設や東九州自動車道の開通など、交通環境も整備された。人口は合併翌年の昭和 30 年（1955）の 46,426 人から平成 27 年（2015）の 70,586 人となり、現在も少しずつ増加が続いている（ともに国勢調査人口）。

第 2 節　発掘調査の経過と概要

（1）調査の経過

福原長者原官衙遺跡は、昭和 51 年（1976）に弥生～古墳時代の箱式石棺群（はこしきせっかんぐん）「長者原遺跡」として福岡県教育委員会刊行の『福岡県遺跡等分布地図（行橋市・京都郡編）』に記載されている（遺跡番号 140256）。

平成 8 年（1996）度から 9 年（1997）度に福岡県教育委員会が一般県道長尾稗田平島線拡幅に伴う発掘調査を行った（第 1 次、第 2 次）。その後、平成 22 年（2010）度から 24 年（2012）度にかけて福岡県教育委員会（平成 23 年（2011）度より九州歴史資料館に移管）が東九州自動車道建設に伴う発掘調査を行い、古代官衙の政庁跡を確認した（第 3 次、第 3 － 2 次）。調査後は保護層として遺構とその周辺に厚さ約 20cm の真砂土を盛ってから通常の埋戻しを行い、さらに構造物の位置や掘削範囲の変更などの保護措置を講じたうえで東九州自動車道を建設した。なお平成 22 年（2010）行橋市刊行の『行橋市内遺跡等分布地図』で遺跡名称を「福原長者原遺跡」と改め、発掘調査成果を受けて遺跡内容に官衙を加え、弥生時代から古代にかけての複合遺跡とした（遺跡番号 14075002）。

平成 24 年（2012）度から 27 年（2015）度にかけて行橋市教育委員会が東九州自動車道用地以外の地区で遺跡の範囲と内容を確認する発掘調査および地中レーダー探査を行った（第 4 次～第 10 次）。

なお、調査にあたっては平成 26 年度に有識者からなる福原長者原遺跡調査指導委員会を設置し、指導・助言を受けながら進めた。

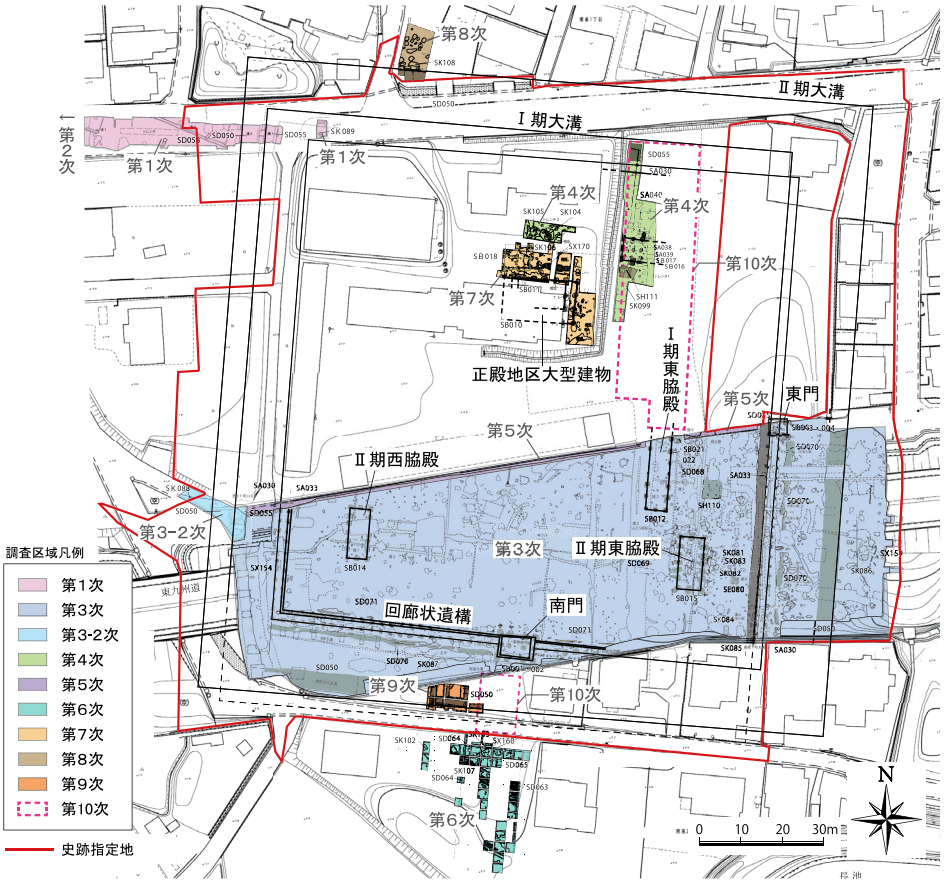

図 2-2-1　史跡福原長者原官衙遺跡調査区域図

（２）調査の概要（図 2-2-2~9）

県道長尾稗田平島線拡幅工事に伴う第1次調査は本史跡の官衙政庁の北西部約 400㎡を発掘調査し、幅約５ｍと約３ｍの大規模な溝２条と古墳時代の竪穴住居跡を検出した。後者はほぼ直角に曲がると推測され、周辺の土地区画や字名「長者原」から、南北約 150ｍ、東西 100ｍ以上の官衙あるいは居館的な遺跡の存在が想定された。

同じく第２次調査は第１次調査地の西側約 420 ㎡で、銅製品鋳造に関連する小土坑をともなう８世紀代の竪穴住居跡を検出した。

東九州自動車道建設に伴う第３次調査、市道つけかえに伴う第３－２次調査では政庁南部の約 7,750 ㎡を発掘調査し、８世紀前半を中心とする大規模な政庁跡とその関連遺構を検出した。脇殿に相当する南北棟の大型掘立柱建物３棟、南門（八脚門)、東門（四脚門)、回廊状遺構、区画溝２条、井戸、鋳造・鍛造関連遺構などである。区画溝と回廊状遺構、南門・東門の建替えなどから政庁の３段階（Ⅰ期､Ⅱ期､Ⅲ期と呼称）の変遷が認められた。また第 1 次調査の際に検出された大規模な溝が政庁区画溝の北西隅付近であること、政庁敷地の東西幅がⅠ期段階で約 128ｍ､Ⅱ段階で約 150ｍであることが明らかになった。

第４次調査では政庁内北部の内容確認のため、政庁中央北部の 250 ㎡で発掘調査を行い、重複する東西棟掘立柱建物２棟､回廊状遺構の北辺､区画溝１条（Ⅰ期)､柵列３条などを検出した。

第５次調査は道路側溝埋設に伴う約 350 ㎡の立会調査である。回廊状遺構西辺や東門付近の区画溝等を確認した。

第６次調査は政庁前面（政庁外南側）の内容確認のため、280 ㎡を発掘調査し、中央北側付近で８世紀第１四半期頃を下限とする整地層を確認した。また約 16ｍの間隔で南北方向に平行に走る２条の溝を検出した。

第７次調査は政庁の中枢施設を確認するため､第４次調査地の南の約 220 ㎡の発掘調査を行った｡東と南に廂(ひさし)をもつ東西棟の大型掘立柱建物が検出され､正殿である可能性が指摘されている。ほかにこの建物を切る掘立柱建物、２間 × ２間以上の掘立柱建物、溝などを検出した。

第８次調査は政庁区画溝の北辺を確認する目的で約 90 ㎡を発掘調査し、政庁区画溝（Ⅱ期）の北側の肩を確認した。これによってⅡ期政庁の南北幅が約 150ｍであることが判明し､Ⅱ期政庁の敷地が正方形であったことが明らかになった。この区画溝は県道拡幅工事まで水路として使用されていた。

第９次調査はⅠ期南門およびⅠ・Ⅱ期区画溝南辺の位置を確認するため、政庁外南側で約 150 ㎡の発掘調査を行った｡Ⅱ期区画溝南辺を検出したもののⅠ期南門およびⅠ期区画溝は確認できなかったことから、第６次調査の成果とあわせてⅠ期区画溝は現在の市道と重複する可能性が高まった。

第10 次調査は２地点で地中レーダー探査を行った。第４次調査地と一部重複する政庁北部の探査地点では第３次調査で確認された南北棟建物の北端が推定されたほか、建物跡かは明確でないが、多数の柱穴らしき反応がみられた。政庁外南側の探査地点では南門の前面で区画溝が途切れている様子が推測された。

図2-2-2 遺構配置図(scale=1/1000)

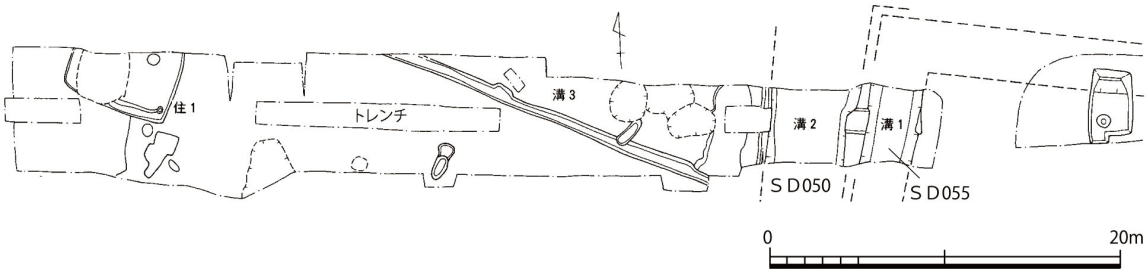

図 2-2-3　第１次調査遺構配置図　福岡県教育委員会 2000 より

図 2-2-4　第２次調査遺構配置図　福岡県教育委員会 2000 より

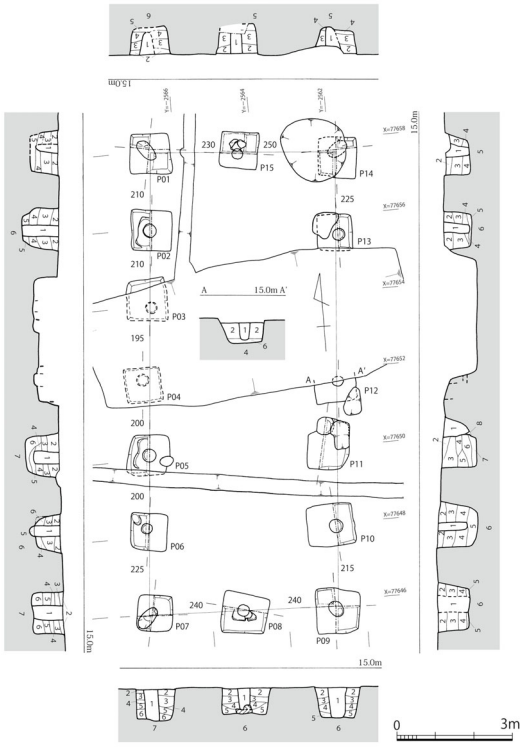

第３次調査　Ⅱ期西脇殿（SB014）

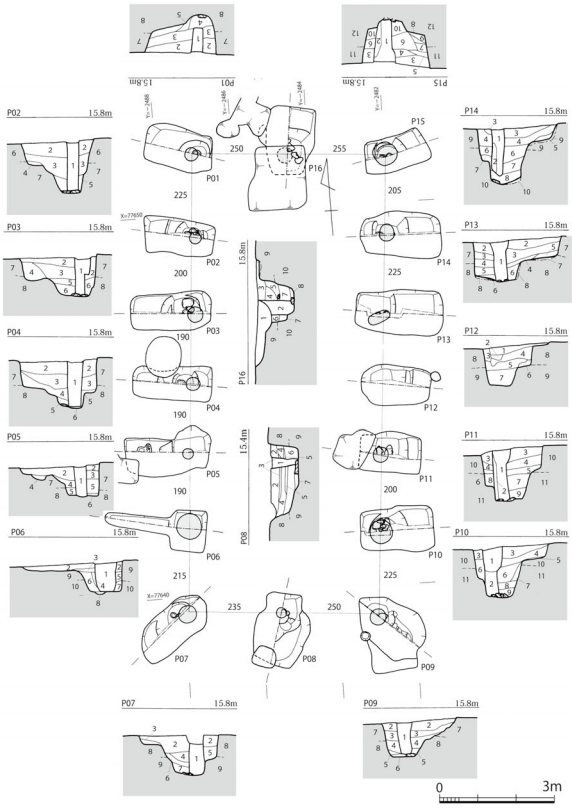

第３次調査　Ⅱ期東脇殿（SB015）

図 2-2-5　遺構実測図①　九州歴史資料館 2014 より

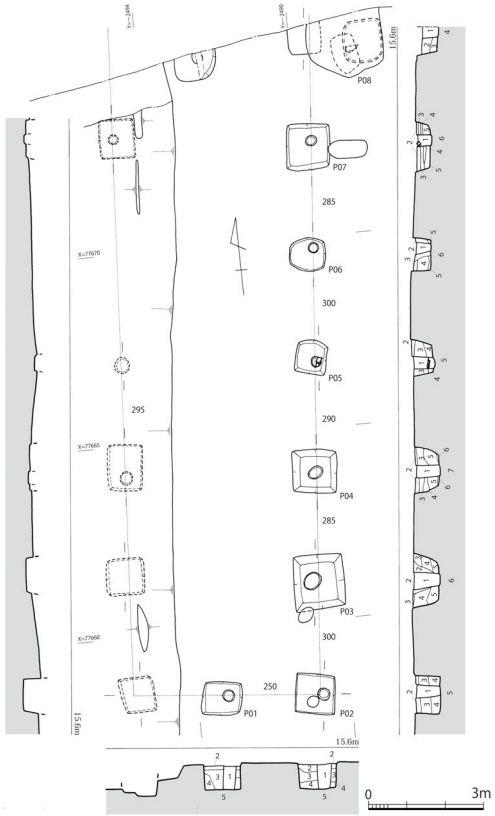

第3次調査　Ⅰ期東脇殿(SB012)
九州歴史資料館 2014 より

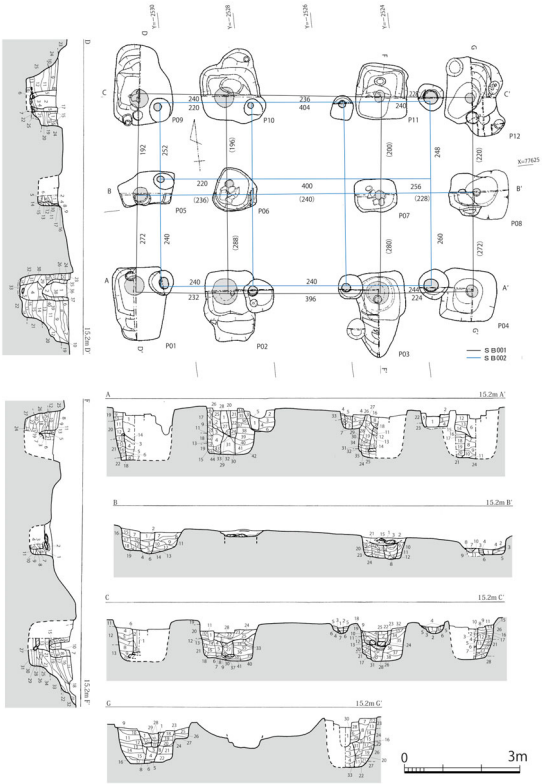

第3次調査　Ⅰ期(SB001)・Ⅲ期(SB002)南門
九州歴史資料館 2014 より

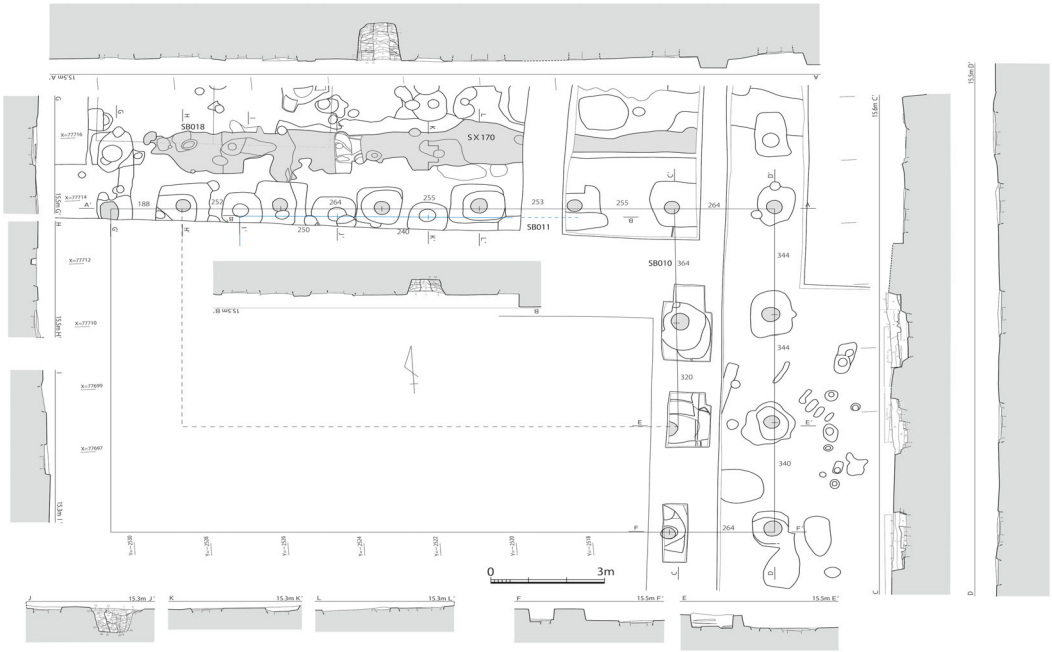

第7次調査　正殿地区大型建物(SB010、011)
行橋市教育委員会 2016 より

図 2-2-6　遺構実測図②

第3次調査　Ⅱ期（SB001）・Ⅲ期（SB002）南門（北から）
九州歴史資料館 2014 より

第3次調査　Ⅰ期東脇殿（SB012、南から）
九州歴史資料館 2014 より

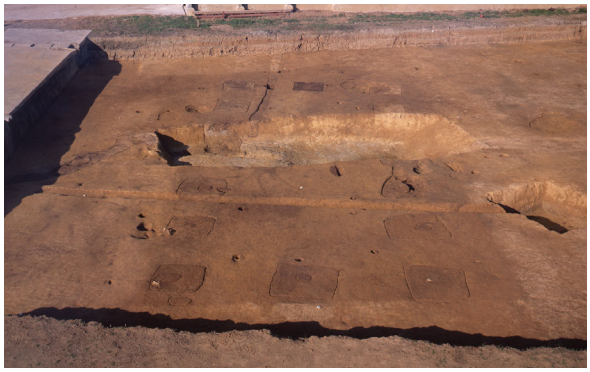

第3次調査　Ⅱ期西脇殿（SB014、南から）
九州歴史資料館 2014 より

第3次調査　Ⅱ期東脇殿（SB015、南から）
九州歴史資料館 2014 より

第3次調査
南門（SB001、002）・回廊状遺構（SA030、東から）
九州歴史資料館 2014 より

第3次調査　Ⅰ期大溝断面（SD055、北から）
九州歴史資料館 2014 より

第9次調査　Ⅱ期大溝（SD050、東から）
行橋市教育委員会 2016 より

図 2-2-7　遺構写真

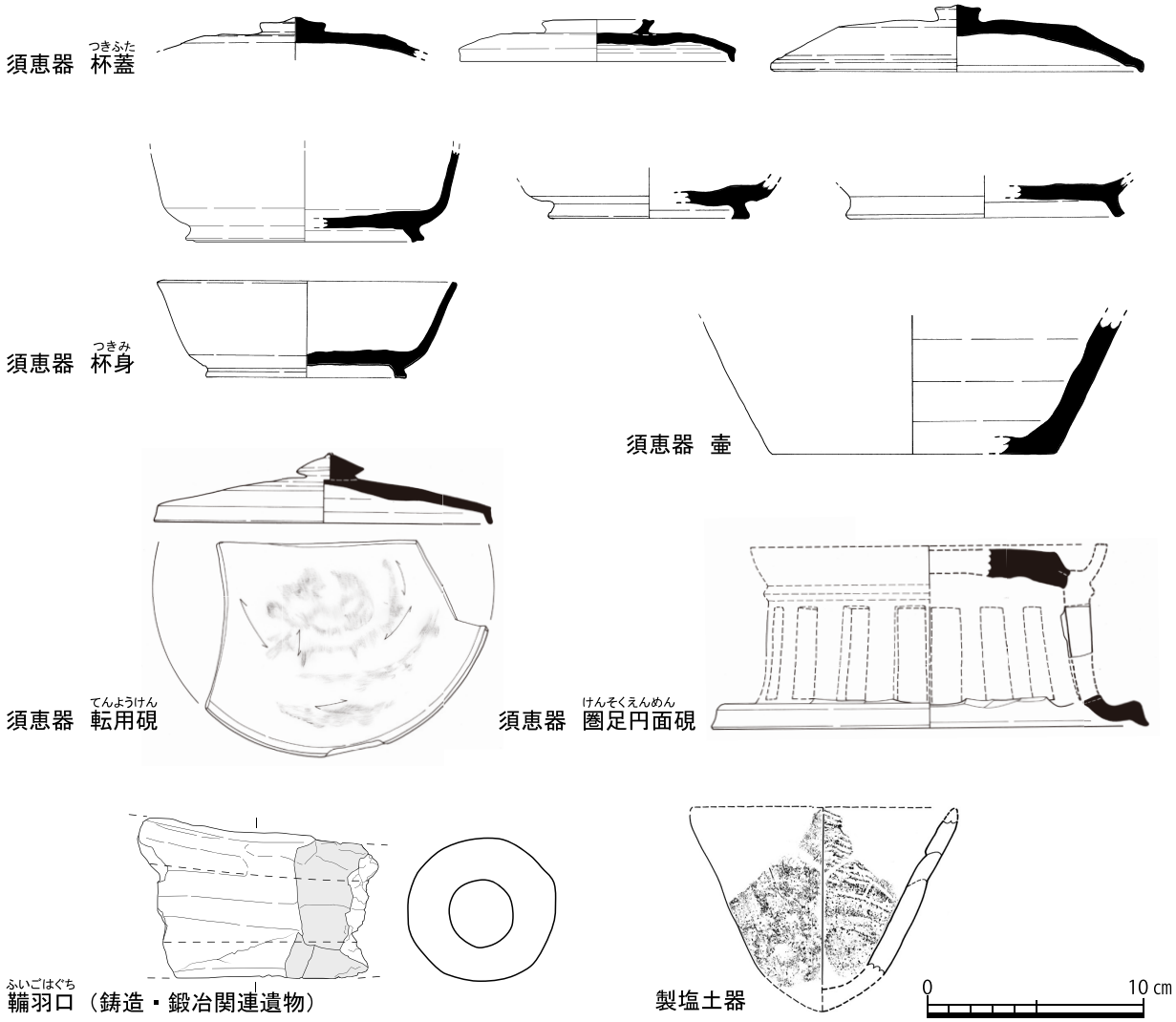

須恵器 杯蓋

須恵器 転用硯

圏足円面硯

須恵器 杯身

鞴羽口（鋳造・鍛冶関連遺物）

図 2-2-8 主な出土遺物 行橋市教育委員会 2016 より

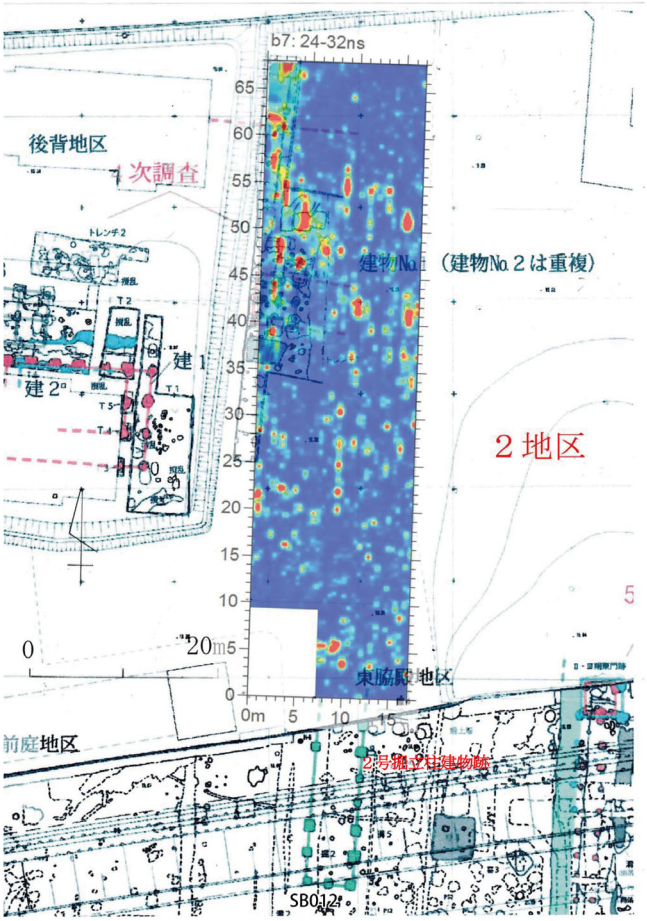

政庁北部の探査地点

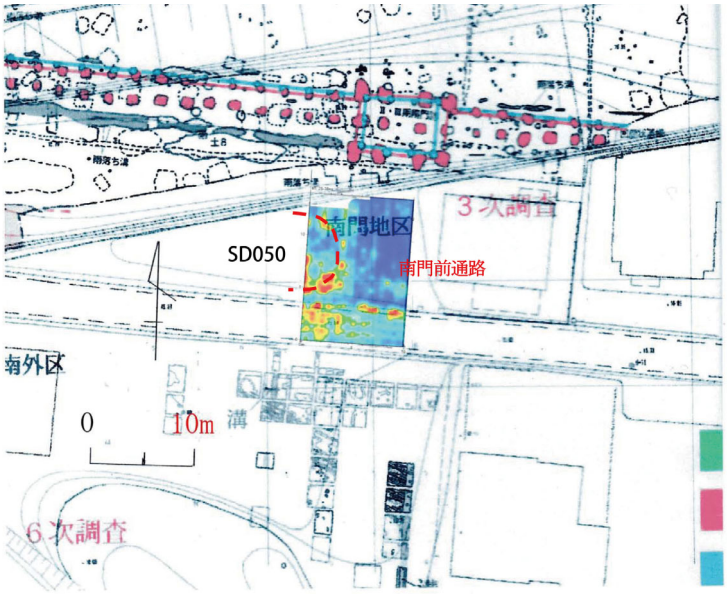

政庁外南側の探査地点

図 2-2-9　第 10 次調査地中レーダー探査成果合成図　行橋市教育委員会 2016 より

第３節　史跡指定の内容

（１）史跡福原長者原官衙遺跡の指定に至る経緯

発掘調査の成果が明らかになるなか、福原長者原遺跡調査指導委員会より、確認された官衙政庁跡の重要性から、この遺跡を国の史跡に指定し、保存と活用を図ることが望ましいとの意見が提起された。これを受け、行橋市は文化庁や福岡県教育委員会と協議し、史跡指定に向けた事務を進めた。そして東九州自動車道も含め多くの土地所有者・管理者の同意を得て、平成29 年 (2017) 1 月 19 日に福原長者原遺跡のうち官衙政庁区域を「福原長者原官衙遺跡」として国の史跡に指定するよう文部科学大臣に意見具申した。

同年６月 16 日に文化審議会より文部科学大臣に福原長者原官衙遺跡 24,293.47 ㎡を国の史跡に指定するよう答申がなされ、10 月 13 日の官報告示（平成二十九年文部科学省告示第百三十七号）によって本史跡は正式に史跡に指定された。

市民への本史跡の周知を図るとともに関心を喚起するため、文化審議会答申後の平成 29 年７月１日から８月 31 日にかけて行橋市歴史資料館にて「福原長者原官衙遺跡 国史跡指定記念速報展」、８月５日に「福原長者原官衙遺跡国指定記念講演会」を開催した。さらに、本史跡を適切に管理し、後世に向けて保存すると同時にその積極的な活用を図るため、平成 30 年 (2018) 度に「史跡福原長者原官衙遺跡保存活用計画」を策定することとなった。

（２）指定内容

【指定名称】	福原長者原官衙遺跡（ふくばるちょうじゃばるかんがいせき）
【指定年月日】	平成 29 年 10 月 13 日
【所在地】	福岡県行橋市南泉一丁目 142 番 3 外 93 筆等（ふくおかけんゆくはししみなみいずみ）
【指定面積】	24,293.47 ㎡
【指定基準】	二　国郡庁跡
【所有関係】	行橋市有地　2,943.61 ㎡　　福岡県有地　2,437.38 ㎡ 民有地　18,912.48 ㎡

【指定地番】	○福岡県行橋市南泉一丁目 142 番 3 ○福岡県行橋市南泉二丁目 55 番 2、57 番 2、59 番 1、59 番 3、59 番 4、59 番 5、59 番 6、59 番 7、59 番 8、60 番 1、60 番 2、60 番 3、60 番 4、62 番 1、62 番 2、63 番 1、63 番 2、64 番 1、64 番 3、66 番 1、66 番 2、117 番 2、117 番 9、117 番 10、117 番 11、117 番 39、125 番 42、125 番 43、125 番 44、125 番 48、125 番 49、125 番 52、125 番 53、125 番 54、125 番 55、125 番 56、125 番 87 の一部、125 番 88、125 番 89、125 番 92、125 番 94、125 番 95、125 番 96、125 番 97、125 番 98、125 番 99、125 番 101、125 番 102、125 番 103、125 番 104、125 番 105、125 番 108、125 番 109、125 番 110、125 番 112、125 番 121、125 番 122、125 番 124、125 番 125、125 番 132、125 番 133、125 番 141、125 番 142、125 番 143、125 番 144、125 番 147、125 番 149、141 番 3、155 番 1、155 番 3、155 番 5、155 番 6、155 番 7、155 番 9、156 番 10 の一部、156 番 11、157 番 4、157 番 6、157 番 7、157 番 8、 ○福岡県行橋市大字矢留字中原 916 番 2、916 番 3、916 番 4、916 番 5、916 番 6、916 番 7、916 番 8、916 番 9、 917 番 2 の一部、917 番 4、919 番 2、919 番 4、919 番 5 ○上の地域に介在する道路及び水路敷、福岡県行橋市南泉一丁目 150 番と 154 番に挟まれ南泉一丁目 142 番 3 と 152 番に挟まれるまでの道路敷の一部 福岡県行橋市南泉二丁目 66 番 2 と 125 番 109 に挟まれ南泉二丁目 125 番 147 と 125 番 149 に挟まれるまでの道路敷 福岡県行橋市南泉二丁目 125 番 48 と 125 番 49 に挟まれ南泉二丁目 125 番 88 と 125 番 89 に挟まれるまでの道路敷 福岡県行橋市南泉二丁目 63 番 2 と 155 番 3 に挟まれ南泉二丁目 60 番 3 に北接するまでの道路敷 福岡県行橋市南泉二丁目 916 番 4 に北接する道路敷 福岡県行橋市南泉二丁目 155 番 1 と 156 番 10 に挟まれ南泉二丁目 155 番 9 に西接するまでの道路敷の一部 福岡県行橋市南泉二丁目 59 番 4 と 57 番 2 に挟まれ南泉二丁目 55 番 2 と 125 番 87 に挟まれるまでの道路敷 福岡県行橋市大字矢留字中原 916 番 4 に南接する道路敷 福岡県行橋市南泉二丁目 60 番 3 に南接し、南泉二丁目 57 番 5 に西接するまでの道路敷 福岡県行橋市南泉二丁目 64 番 3 に北接し、南泉二丁目 125 番 38 と 125 番 56 に挟まれるまでの水路敷 福岡県行橋市南泉二丁目 125 番 110 に北接し、南泉二丁目 117 番 39 と 125 番 142 に挟まれるまでの水路敷の一部 福岡県行橋市大字矢留字中原 916 番 2 に北接する水路敷 福岡県行橋市大字矢留字中原 916 番 9 と 917 番 4 に挟まれ大字矢留字中原 919 番 2 に北接するまでの水路敷 福岡県行橋市大字矢留字中原 916 番 9 に東接する水路敷 福岡県行橋市南泉一丁目 159 番 3 と南泉二丁目 157 番 13 に挟まれ南泉一丁目 125 番 72 と南泉二丁目 125 番 110 に北接する水路敷に挟まれるまでの道路敷の一部
【管理団体】	行橋市（平成 30 年 2 月 19 日官報告示） （平成三十年文化庁告示第二十四号）

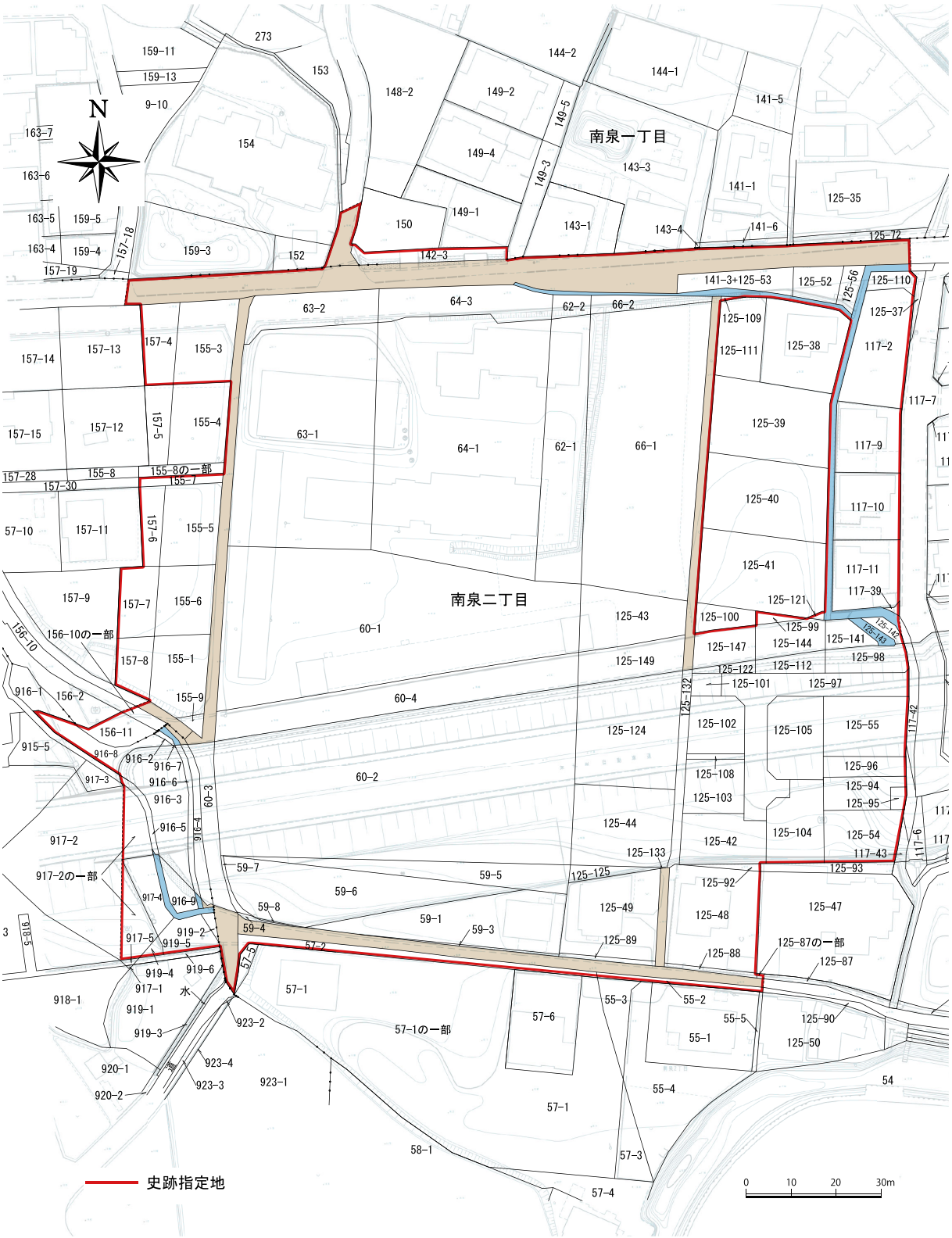

図 2-3-1　福原長者原官衙遺跡周辺地籍図

【指定説明】

福原長者原官衙遺跡は、福岡県と大分県との境にある英彦山山系から派生する丘陵地の先端付近、標高 15m前後の段丘面に立地する。本遺跡の約４km 北西には草野津推定地、約 1.5km 南東には、みやこ町の県史跡豊前国府跡が位置する。本遺跡の南には、県史跡豊前国府跡、馬ヶ岳、御所ヶ岳北麓を結び東西方向に延びる古代官道が通る。

本遺跡では、平成８年度から平成９年度に福岡県教育委員会が県道拡幅に伴う発掘調査を行い、大規模な溝（後に官衙区画溝の北西部分と判明）を確認していた。その後、平成 22 年度から平成24年度にかけて九州歴史資料館が実施した東九州自動車道建設に伴う発掘調査によって、区画溝のほか掘立柱の回廊状遺構、南と東の門跡、脇殿と考えられる南北棟の大型掘立柱建物群を確認した。また平成 24 年度から平成 27 年度まで、行橋市教育委員会が高速道路部分以外の地区で遺跡の範囲と内容を確認する発掘調査を行い、遺跡北側で区画溝や掘立柱塀及び大型の掘立柱建物群を確認したことで、本遺跡が大規模な官衙遺跡であると考えられるようになった。

本遺跡の遺構は主として官衙政庁部分に相当するとみられ、３期に整理されている。Ⅰ期は７世紀末から８世紀初頭、Ⅱ期は８世紀第１四半期、Ⅲ期は８世紀第２四半期である。

Ⅰ期は、幅約３ｍの素掘りの区画溝が東西 127.8m、南北 135m以上の長方形に巡り、その内側には掘立柱建物が建つ。

Ⅱ期になると、Ⅰ期の区画溝が埋め戻され、幅約５ｍに及ぶ素掘りの区画溝が約 150m四方に巡り、その内側に幅 11.8mの空閑地を隔てて一辺 117.8mの掘立柱回廊状遺構が巡る。回廊状遺構には格式高い八脚門の南門、四脚門と推定される東門が開く。回廊状遺構による区画の内部には、中央北側で正殿と推定される桁行７間、梁行３間の東西棟掘立柱建物が、その南側には東西の脇殿とみられる桁行６間、梁行２間の南北棟掘立柱建物が並ぶ。

Ⅲ期になると、Ⅱ期の正殿に相当する建物や南門、東門、回廊状遺構が建て替えられたと推定される。施設を全体的に簡素化し、回廊状遺構を撤去するとともに、木柵あるいは板塀に造り変えられたとみられる。この時期に官衙の機能も変容したものと推定される。

遺物には、最も初期のものとしてⅡ期の西脇殿より出土した７世紀第４四半期に比定される須恵器杯蓋（転用硯）があるが、出土土器の多くは８世紀前半のものである。本遺跡の官衙的性格を示す遺物として、転用硯を含む複数の硯が出土している点を挙げることができる。瓦も出土しているが少量であり、屋根に葺かれていたとしても部分的であったと推定される。このほか、鋳造・鍛冶関連遺物として鞴羽口、送風管、取瓶、銅滓、精錬滓、鍛錬滓、鍛冶滓、鉄床石などが出土していることから、造営にあたって敷地内で建築金物を製作していた可能性がある。

以上のように、福原長者原官衙遺跡は、その規模において一般的な地方官衙を上回っている。西海道には７世紀末に大宰府政庁や筑後国府跡の古宮国府（第一期国府）などの巨大な官衙政庁跡が存在するが、本遺跡のⅠ・Ⅱ期遺構の規模もこうした官衙施設に並ぶ。また、Ⅱ期遺構にみられる、四周の区画溝と回廊状遺構との間に空閑地を巡らせた構造は、藤原宮の平面プランに類似することから、これをモデルとして造営された行政施設である可能性が考えられる。Ⅱ期政庁の南門が大型の八脚門であることと併せて、この官衙の格式の高さを示している。本遺跡の成立時期が７世紀末まで遡る点は国府相当の施設としては最古級であり、しかも、その変

遷を８世紀第２四半期の終焉まで間断なくたどれることは重要である。

これまで古代豊前国の国府跡には『倭名類聚抄』の記述等に基づくいくつかの推定地があった。その後の発掘調査の成果から、みやこ町の県史跡豊前国府跡に比定されてきたが、この遺跡では８世紀中葉を遡る様相が不明であった。県史跡豊前国府跡の北西 1.5km に位置する福原長者原官衙遺跡は、他の令制国の国府整備に先行して７世紀末から８世紀中葉まで営まれた大規模な行政施設と考えられることから、成立当初から後の国府と同様の機能を有していたかは今後の課題としても、Ⅰ・Ⅱ期には豊前国の統治において中心的役割を担っていた可能性が指摘される。

このように、福原長者原官衙遺跡は古代律令国家成立期の地方統治の実態を知るうえで重要な遺跡であり、盛土保存された高速道路部分を含めて遺構の残存状況も良好である。よって、史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

（『月刊文化財平成 29 年 (2017) 9 月（648 号)』より）

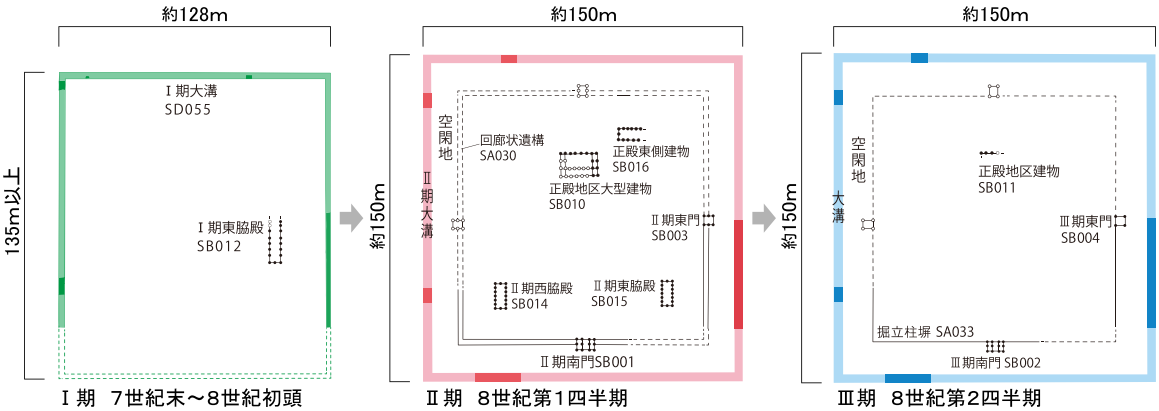

図 2-3-2　福原長者原官衙遺跡変遷模式図

図 2-3-3　福原長者原官衙遺跡Ⅱ期南門復元図（現段階での推定）